

会議顛末書

						記録者	主幹 仲村 堯之	
供 覧	市 長	副 市 長	部 長	課 長	課長補佐	主 係	査 長	グループ員
件 名	令和5年5月定例庁議							
年 月 日	令和5年5月10日（水）							
時 間	午後1時～午後4時30分							
場 所	3階庁議室							
欠 席 者	なし							
内 容	<p>【審議事項】</p> <p>1 森林公園リニューアル事業の公募スケジュール及び公募指針等について【道路公園課】資料に基づき道路公園課より説明</p> <p>《主な意見・質疑等》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ プロポーザルを通じた提案は、何者程度から受けられる見込みがあるのか。 ⇒ 1～2者程度を見込んでいる。 ・ 公募対象公園施設は、事業者が設置し、収益も事業者のものになるのか。 ⇒ 賃料や売上げの一部が市に入ることになる。また、売上金の一部は特定公園施設の管理費に充てるよう設定している。 ・ 特定公園施設の条件はこちらで示すのか。 ⇒ 必須の条件は示すが、事業者から提案のあったものを整備するイメージになる。 ・ 事業者から使用料の提案もあるのか。 ⇒ ある。その上で、事業者と調整できるよう設定している。 ・ 利用者数の目標、売上げ等、想定する水準を示しておくべきではないか。 ⇒ 要求水準として示すことは考えていないが、ある程度利用者数の想定はしている。事業者からはそれを踏まえた金額提案が出て来るものと考えている。 → 集客規模を事業者任せにするのではなく、目標数値は示すべきである。 ⇒ 調整・検討する。 ・ ユニバーサルデザインや防災・防犯に関する条件の記載が少ない。そこは厚く書くべき。 ・ 工事期間中に並行して用地買収を進めていくようなスケジュールが示されているが、用地買収が成立しなかった場合はどのように対応していくのか。 ⇒ 取得を前提に考えてはいるが、仮に成立しなかった場合は、長期借地契約を視野に入れている。 → 県道美浦栄線のB P整備に係る用地買収の影響も想定される。資金計画も考慮し、用地買収の動向により変更可能なスケジュールにした方が良いのではないか。 ⇒ これまで何回か、事業者が現地視察に来ている状況であるが、昨今のキャンプブームが去ると事業者が手を引いてしまうという懸念がある。そのようなことも考慮したスケジュールとしている。 → 地権者から用地買収に関する承諾は得ているのか。 ⇒ 買収の方針については、事前に承諾を得ている。 → 準備を進めていく中で、不都合が生じた場合には事業全体を止められるような仕組みにしておいた方が良い。 ⇒ 検討する。 							

- 用地買収に関しては、補助率2分の1の国庫補助対象になると聞いているが、国庫補助については、所定の補助率に相当する補助額をもらえるという保障は無い。さらに、今後改めて不動産鑑定をした結果、買収価格が想定を超える高額になることも想定されることから、注意すべきである。
- ・ 評価について、収益施設の売上げに伴う納付額と既存施設の管理費が1つの評価項目になっているのはなぜか。
 - ⇒ 市の財政負担軽減への寄与という観点から、1つの項目にまとめている。
- ・ 申請事業者が多い場合には5者に絞るとのことだが、具体的な審査基準は整理しておいた方が良い。
- ・ 特定公園施設に対する市の負担額は高いのではないか。
 - ⇒ 上限額を示している。事業者からの提案により市の負担額は減るものと考えている。

《協議結果》

了承

- ※ 想定される利用者等の要求水準、全体的な資金計画や管理費の取扱いの整理、2次審査（5者選定）時の審査基準、当初の資金計画を確保することを前提とした全体的な事業スケジュールについて、対応・見直しを図ること。

2 送迎ステーションの廃止について【保育課】

資料に基づき保育課より説明

《主な意見・質疑等》

- ・ 今年度をもって廃止することは検討しなかったのか。
 - ⇒ 利用者への十分な周知期間の確保と、受託事業者への配慮という観点から、令和6年度をもっての廃止とした。
 - まだ5月ということもあり、廃止という判断をしても周知期間が短くなるとは考えにくい。
 - ⇒ 受託事業者の掘り起こしに苦勞した経緯もあり、急に事業を終えることになると職員の今後の対応にも影響が出てしまうというのも大きな理由である。このため、廃止まで一定の期間は必要であると考えている。
- ・ 中期財政計画（案）にも記載があるが、昨今の社会経済情勢の影響により燃料費が高騰しており、当事業のように、利用者一人当たりにかかるコストが非常に高い事業は早期に見直しを図るべきと考える。
- ・ 現在の利用者の一部が延長保育を利用できないとなると、ファミリーサポート制度を使ってもらうなど、別の手段で対応していくしかないが、そうした方々へのサービス維持のために数千万円を掛けるのも市の負担が大きく、悩ましい問題である。
- ・ 利用者は決して多くはないが、周知期間を十分に確保しながら動いていくべきである。

《協議結果》

了承

3 今後の公共用地先行取得について【企画課】

資料に基づき企画課より説明

《主な意見・質疑等》

- ・ 今後、公共用地を先行取得する際、原則としてまちづくり・文化財団への依頼は実施しないとしながら、事務取扱要綱では、財団による取得についても選択肢として残している。そうであれば、財団に依頼する際の流れを明記しておくべきではないか。

- ⇒ どのように明文化していくかが課題であるが、原則として、財団に依頼しないこと、また、やむを得ず依頼することとなった場合の手続きのあり方を適切に盛り込んでいきたい。
- ・ 公共用地の先行取得を積極的に進めていた理由は、地価の上昇傾向が強かった時代に、先行投資や将来の土地活用を見据えてという意味合いが強かった。しかし、現在においてそのような事例は想定しにくいことから、指摘のあった内容の明文化は必要であると考えます。
また、財団で所有している土地については、再編の状況により必要性が無くなるものもあると思われる。このため、市が財団から購入するという展開も想定しておくべきではないか。
- ・ 既に財団に先行取得してもらっている土地があり、財団の業務として先行取得が約款に入っているので整理が難しい部分もあるが、今後の市としての方向性と、現在所有している土地の今後の取扱いについても検討していかなければならない課題である。
- ・ 使う見込みが無い土地については、手放してしまった方が良いのではないか。
- ・ 市から財団に土地の売却を促していくということも考えられるか。
⇒ そのような展開も想定している。そうした場合には、損失補填の話も出てしまうかもしれないが、財団から買い戻せていない土地の取扱いについては、財団と一緒に検討していくことを予定している。その中で協議していきたい。
また、基金の活用については、財政課と協議していくとともに、現在の土地開発基金条例では処分ができない規定となっていることから、必要に応じて、条例改正も視野に入れていきたい。

《協議結果》

了承

4 第3次中期財政計画（案）について【財政課】

資料に基づき財政課より説明

《主な意見・質疑等》

- ・ 財政収支見直しにおける人件費は、定額で見込んでいるという認識で良いか。
⇒ 認識のとおりである。今後対応が必要になってくる会計年度任用職員への勤勉手当の支給分は見込んでいない。さらに、4月まで遡及して処理することになるため、見直しよりも支出額は増えていく。
- ・ 全庁的な人手不足が課題であることは認識しているが、正職員分の財源を確保するためには、会計年度任用職員数の適正化も課題の一つである。
- ・ エネルギーコストの上昇は工事費などにも影響を及ぼしており、この傾向がいつまで続くか注視していく必要がある。
- ・ 財源に限られる中で、固定費が上がってしまっているという状況である。令和3年度決算時点での財政状況は良かったが、想定以上に悪化が早かった。
- ・ 個々の事務事業においてもメリハリを付けながら、状況に応じて事業の中止といった判断も必要ではないか。エネルギーコストの負担も大変大きいことから、公共施設等の再編成はより一層注力して進めていくべきである。
- ・ 当財政計画はこれから公開されることになるが、将来見込まれる厳しい財政状況に目が行きがちになってしまう。そのような状態を回避していくためにどう取り組んでいくかが重要であることを理解してもらいたい。
- ・ 財源に限られる中で、何をどのように進めていくのかということを前向きに考えていくような思考を持って業務に当たっていただきたい。

《協議結果》

了承

5 令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業の実施について【福祉総務課】

資料に基づき福祉総務課より説明

《主な意見・質疑等》

- ・ 支給方法について、以前は対象者から確認書を受領してからでなければ支給できないという旨の説明を受けたと認識している。今回は、昨年度の受給者で今年度も受給対象となっている者には、完全プッシュ型での支給を考えているようだが、支給方法に問題は無いか。
⇒ この支給方法については、市町村の判断で実施して良いということになっているため、担当としては問題無いものと考えている。
- ・ 家計急変世帯については、補助対象者では無いという理解で良いか。
⇒ 良い。国が低所得者世帯支援枠の対象としているのは今年度の非課税世帯であるため、それに準じた運用とした。
- ・ 支給に当たっては、支障の無いよう適切に事務を遂行していただきたい。
- ・ 11月は兼務職員2名のみ体制となるようだが、会計年度任用職員の任用期間を延ばしても良いのではないか。
⇒ 今回提案したプッシュ型支給であれば、短期間に相当数の支給を終えることができると考えていたためであるが、任用期間については再度検討する。

《協議結果》

了承

6 企業版ふるさと納税制度の運用について【商工観光課】

資料に基づき商工観光課より説明

《主な意見・質疑等》

特になし。

《協議結果》

了承

7 令和4年の人口移動の状況報告【まちの魅力創造課】

資料に基づきまちの魅力創造課より説明

《主な意見・質疑等》

特になし。

《協議結果》

了承

8 長山中学校区小中一貫校整備の進捗状況について【教育総務課】

資料に基づき教育総務課より説明

《主な意見・質疑等》

- ・ 前の議題で、長山小学校区と松葉小学校区への転入が見られるとの報告があった。そうした状況の中、一貫校においては全学年2クラスとしているが、今後、人口の増加が見られた場合に対応可能か。
⇒ 昨年中に当学区内で生まれた子どもが40人と聞いている。その倍になった

	<p>としても2クラスで対応可能と考えている。仮に、2クラスで不足した場合には、多目的スペースを活用して対応可能と考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ どの程度の事業費を見込んでいるのか。 <p>⇒ 総事業費として40億円程度を見込んでいる。令和6年の建築基準法の改正に対応するため、省エネレベルを上げていくことが必要である。そうしたことへの対応も事業費がかさむ要因の1つである。</p> <p>《協議結果》 了承</p> <p>【その他】 特になし。</p>		
要措置事項			
情報公開	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">公開</div>	非公開（一部非公開を含む）とする理由	（龍ヶ崎市情報公開条例第9条 号該当）
		公開が可能となる時期（可能な範囲で記入）	年 月 日